

計算によつて安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準を第十二にそれぞれ指定期し、同号イの規定に基づき、CLTパネル工法を用いた建築物等の構造計算が、第八に適合する場合においては、当該構造計算は、同号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同項第二号イの規定に基づき、CLTパネル工法を用いた建築物等の構造計算が、第九に適合する場合においては、当該構造計算は、同号イに規定する許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめができるものと認め、同条第三項の規定に基づき、CLTパネル工法を用いた建築物等の構造計算が、第八に適合する場合においては、当該構造計算は、同号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同項第二号イの規定に基づき、CLTパネル工法を用いた建築物等の構造計算が、第九に適合する場合においては、当該構造計算は、同号イに規定する許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同項に規定する同令第八十二条各号及び同令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認める。

平成二十八年四月一日

CLTパネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件

第一 適用の範囲

CLTパネル工法を用いた建築物等の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。

一 高さが六十メートルを超える建築物 第十一に指定する耐久性等関係規定（以下単に「耐久性等関係規定」という。）に適合し、かつ、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第二十条第一項第一号後段に規定する構造計算によつて安全性が確かめられたものである。

二 高さが三十一メートルを超える、又は地階を除く階数が四以上の建築物（前号に掲げるものを除く。）次のいずれかに適合するものであること。

イ 第二から第七までに規定する構造計算によつて安全性が確かめられたものである。

ハ 前号に定める基準に適合するものであること。

口 前二号に定める基準のいずれかに適合するものであること。

四 高さが十三メートル以下、軒の高さが九メートル以下及び地階を除く階数が三以下の建築物次のいずれかに適合するものであること。

イ 第二から第七までに規定する技術的基準に適合し、かつ、第十に規定する構造計算によつて安全性が確かめられたものである。

ロ 前三号に定める基準のいずれかに適合するものである。

第二 材料

一 構造耐力上主要な部分（間柱、小ばかりその他これらに類するものを除く。）に使用する直交集成

板は、直交集成板の日本農林規格（平成二十五年農林水産省告示第三千七十九号。以下「直交集成板規格」という。）に規定する直交集成板又は法第三十七条规定による国土交通大臣の認定を受け、かつ、平成十三年国土交通省告示第千二十四号第一第十九号ニ及び第二第十八号ニの規定に基づき、国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数値を指定した直交集成板（これら直交集成板の各ラミナの厚さが二十四ミリメートル以上三十六ミリメートル以下である場合に限る。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づくものと認められる場合は、直交集成板の材質特性を適切に考慮し、安全上支障のないことが確かめられた場合にあつては、この限りでない）とすること。

二 構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小ばかりその他これらに類するものを除く。）に使用する集成材その他の木材は、昭和六十二年建設省告示第千八百九十八号第一号から第六号までに掲げる基準のいずれかに適合すること。

三 接合部に使用する材料は、その種類に応じて構造耐力上必要な品質を有するものとすること。

土台 設ける耐力壁の厚さと同寸法以上にしなければならない。

第四 床版

床版は、水平力によつて生ずる力を構造耐力上有効に耐力壁（最下階に床版を設ける場合にあっては、土台又は基礎）に伝えることができる剛性及び耐力を有する構造としなければならない。

ただし、建築物に作用する水平力を負担しない部分については、この限りでない。

二 床版に床パネル（直交集成板で次のイからハまでのいずれかに該当するものをいう。以下同じ。）を使用する場合にあつては、床パネルとして使用する直交集成板の外層ラミナの方向は、当該床パネルの長辺方向又は短辺方向と平行でなければならない。

イ 形状が矩形であり、かつ、構造耐力上支障のある開口部又は欠き込み（以下「開口部等」という。）を設けないもの

ロ 形状が矩形であるものに開口部等を設けたもので、かつ、開口部等を設けない場合と同等以上上の剛性及び耐力を有するよう当該開口部等の周囲が補強されているもの

ハ 形状が矩形であるものに開口部等を設けたもので、かつ、当該パネルの剛性及び耐力の低減について特別な調査又は研究の結果に基づき算出した上で構造耐力上主要な部分として構造計算を行うもの

三 床版に床パネルを使用する場合にあつては、床パネルは、平行する二つの壁又ははりによつて、構造耐力上有効に支持しなければならない。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、安全上及び使用上支障のないことが確かめられた場合には、この限りでない。

四 床版に床パネルを使用する場合にあつては、床パネル相互は、構造耐力上有効に緊結しなければならない。この場合において、床パネル相互が接する線と耐力壁線が交さする部分は、当該部分に生ずる引張応力を伝えるように緊結しなければならない。

五 吹抜きその他床版を設けない部分で外壁に接する部分は、はりを設けることその他の方法により風圧力その他の外力に対して構造耐力上有効に補強しなければならない。

壁等

一 耐力壁は、壁パネル（次に掲げるものをいう。以下同じ。）を使用したものとし、建築物に作用する水平力及び鉛直力に対し安全であるように釣合よく配置するとともに、CLTパネル工法を用いる建築物等の最下階の壁パネルを除き、床版の上部に配置しなければならない。この場合において、耐力壁の負担する鉛直力を負担する柱又は耐力壁以外の壁を設ける場合においては、当該耐力壁に代えて当該柱又は耐力壁以外の壁を配置することができる。

イ 無開口壁パネル（直交集成板で第四第二号イからハまでのいずれかに該当するものをいう。以下同じ。）

ロ 有開口壁パネル（開口部等を有する直交集成板でイに規定する無開口壁パネルに該当しないものをいう。以下同じ。）であつて、垂れ壁部分（当該開口部等の直上の部分をいう。以下同じ。）、腰壁部分（当該開口部等の直下の部分をいう。以下同じ。）及び袖壁部分（腰壁部分及び垂れ壁部分以外の部分をいう。以下同じ。）がそれぞれ第四第二号イからハまでのいずれかに該当するもの

二 壁パネルとして使用する直交集成板の外層ラミナの方向は、当該壁パネルの長辺方向又は短辺方向と平行でなければならない。

三 耐力壁の構造は、次のイからハまでのいずれかに適合しなければならない。

イ 次の(1)から(3)までに掲げる基準に適合すること。

(1) 無開口壁パネルを使用し、かつ、有開口壁パネルを使用しないこと。

(2) 垂れ壁パネル(無開口壁パネルを垂れ壁として使用する場合における当該無開口壁パネルをいう。以下同じ。)を設ける場合にあっては、当該垂れ壁パネルの両側、腰壁パネル(無開口壁パネルを腰壁として使用する場合における当該無開口壁パネルをいう。以下同じ。)を設ける場合にあっては、当該腰壁パネルの両側に、袖壁パネル(無開口壁パネルを袖壁として使用する場合における当該無開口壁パネルをいう。以下同じ。)に適合する耐力壁の構造と同一の方向(張り間方向及び桁行方向をいう。以下同じ。)で併用する場合にあっては、袖壁パネル及び有開口壁パネルの袖壁部分)を設け、構造耐力上有効に緊結しなければならない。

(3) 無開口壁パネルは、構造耐力上主要な部分である床版その他の部分と構造耐力上有効に緊結しなければならない。この場合において、無開口壁パネル(垂れ壁パネル及び腰壁パネルを除く。)の上下四隅は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

(i) 次に掲げる部分を緊結すること。

(1) C.L.T.パネル工法を用いる建築物等の最下階の壁パネルと基礎又はこれに類する部分

(2) 上下階の壁パネル相互又は壁パネルと床版、小屋組若しくは屋根版

(ii) 接合部は、当該接合部に生ずる引張応力を伝えるよう緊結すること。

口 次の(1)から(3)までに掲げる基準に適合すること。

(1) 有開口壁パネル又は有開口壁パネル及び無開口壁パネル(垂れ壁パネル、腰壁パネル及び袖壁パネルを除く。以下「独立無開口壁パネル」という。)を使用すること。

(2) 有開口壁パネルの端に袖壁部分を設けない場合にあっては、当該有開口壁パネルの垂れ壁部分又は腰壁部分(袖壁を設けていない部分に限る。)は、当該有開口壁パネルと同一方向に設けた独立無開口壁パネル(イに適合する耐力壁の構造と同一の方向で併用する場合にあっては、無開口壁パネル(垂れ壁パネル及び腰壁パネルを除く。)又は他の有開口壁パネルの袖壁部分と構造耐力上有効に緊結しなければならない。

(3) 独立無開口壁パネル及び有開口壁パネルは、構造耐力上主要な部分である床版その他の部分と構造耐力上有効に緊結しなければならない。この場合において、独立無開口壁パネル及び有開口壁パネルの袖壁部分の上下四隅は、(イ)(3)(i)及び(ii)に掲げる基準に適合しなければならない。

ハ 次の(1)及び(2)に掲げる基準に適合すること。

(1) 口(1)及び(2)に掲げる基準に適合すること。

(2) 独立無開口壁パネル及び有開口壁パネルは、構造耐力上主要な部分である床版その他の部分と構造耐力上有効に緊結しなければならない。この場合において、独立無開口壁パネル及び有開口壁パネルの上下四隅(有開口壁パネルの端に袖壁部分を設けない場合にあっては、当該有開口壁パネルの垂れ壁部分又は腰壁部分(袖壁を設けていない部分に限る。)の隅部を除く。)は、イ(3)(i)及び(ii)に掲げる基準に適合しなければならない。

四 地階の壁は、鉄筋コンクリート造としなければならない。ただし、直接土に接する部分及び地盤から三十七センチメートル以内の外周の部分以外の壁は、構造耐力上安全なものとした壁パネルを使用することができる。

第六 小屋組等 面から三十七センチメートル以内の外周の部分以外の壁は、構造耐力上安全なものとした壁パネルを使用することができる。

これら(規定(第四第一号を除く。)中「床版」とあるのは、「小屋組又は屋根版」と、「床パネル」とあるのは、「屋根パネル」と、同号中「床版は」とあるのは、「小屋組又は屋根版は」と、「耐力壁(最下階に床版を設ける場合にあっては、土台又は基礎)」とあるのは、「耐力壁」と読み替えるものとする。

第七 防腐措置等

一 土台及び耐力壁が基礎と接する面の下地には、防水紙その他これに類するものを使用しなければならない。

二 地面から一メートル以内の構造耐力上主要な部分(床版の屋外に面しない部分を除く。)に使用する木材には、有効な防腐措置を講ずるとともに、必要に応じて、しろありその他の虫による害を防ぐための措置を講じなければならない。

三 構造耐力上主要な部分のうち、直接土に接する部分及び地面から三十七センチメートル以内の周の部分は、鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨造とするか、又は腐朽及びしきりありその他の虫による害を防ぐための措置を講じなければならない。

四 腐食のおそれのある部分及び常時湿潤状態となるおそれのある部分の部材を緊結するための金物には、有効なさび止めのための措置を講じなければならない。

五 第八条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算は、次に定める基準に従つた構造計算とする。

一 令第三章第八節第一款の二に定めるところによること。この場合において、令第八十二条の三第二号中「各階の構造特性を表すものとして、建築物の構造耐力上主要な部分の構造方法に応じた減衰性及び各階の韌性を考慮して国土交通大臣が定める数値」とあるのは「平成二十八年国土交通省告示第六百十一号第八第二号に定める数値」と読み替えるものとする。

二 建築物の各階のDsは、次のイからトまでに定める基準に適合する場合にあっては耐力壁の構造並びに無開口壁パネル(垂れ壁パネル及び腰壁パネルを除く。)及び有開口壁パネルの袖壁部分(以下「無開口壁パネル等」という。)の長さに応じて次の表に掲げる数値以上の数値とし、当該基準に適合しない場合は〇・七五以上の数値とする。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、当該建築物の振動に関する減衰性及び当該階の韌性を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることができる。

イ 耐力壁の構造が、次のいずれかに適合するものであること。

(1) 第五第二号及び第二号イ(2)を除く。又は口(2)を除く。に掲げる基準に適合すること。

(2) 第五第二号及び第三号ハ(1)(同号口(2)に係る部分に限る。)を除く。に掲げる基準に適合すること。

ロ 無開口壁パネル等の長さが九十七センチメートル以上であること。

ハ 垂れ壁パネル及び有開口壁パネルの垂れ壁部分(以下「垂れ壁パネル等」という。)並びに腰壁パネル及び有開口壁パネルの腰壁部分(以下「腰壁パネル等」という。)の長さが七十七センチメートル以上四メートル以下であること。

二 引張応力を負担する接合部(以下「引張接合部」という。)が、その緊結する部分に応じて、それぞれ次に定める基準に適合すること。

(1) 第五第三号イ(3)(i)に掲げる部分 当該接合部の引張応力に対して有効な部分の終局引張耐力時の変形量が四センチメートル以上で、伸び率(当該接合部の引張応力に対して有効な部分の長さに対する当該部分の終局引張耐力時の変形量の割合をいう。以下同じ。)が十パーセント以上であること。

(2) 第五第三号イ(3)(i)に掲げる部分 当該接合部の引張応力に対して有効な部分の終局耐力時の変形量が二センチメートル以上で、伸び率が十パーセント以上であること。

ホ 垂れ壁パネル等を設ける場合にあつては、次に掲げる措置又はこれと同等以上に有効な垂れ壁パネル等の脱落防止措置を講じていること。

(1) 垂れ壁パネルを設ける場合にあつては、袖壁パネルに幅が四十五ミリメートル以上の欠き込みを設け、又は厚さが当該垂れ壁パネルと同寸法以上で幅が四十五ミリメートル以上の受け材を設置すること。

(2) 有開口壁パネルに垂れ壁部分を設ける場合にあつては、厚さが当該垂れ壁部分と同寸法以上で幅が四十五ミリメートル以上の受け材を設置すること。

ハ 耐力壁線上に壁パネルを設けない部分を有する場合にあつては、当該部分の上部に設けられたりはり、床版又は屋根版が脱落しないための措置を講じていること。

ト 第五第三号イ(3)(i)イに掲げる部分の接合部が降伏する場合において、当該接合部以外のCLTパネル工法を用いる建築物等の部分が降伏しないことが確かめられたものであること。

耐力壁の構造		無開口壁パネル等の長さ	
耐力壁の構造	無開口壁パネル等の長さ	耐力壁の構造	無開口壁パネル等の長さ
○(2)に適合するもの	九十七センチメートル以上、一・五メートル以下の場合	○(2)に適合するもの	九十七センチメートル以上、一・五メートル以上、二メートルを超える場合
○・五五	一・五メートルを超える場合	一・八	一・八
○・四	二メートルを超える場合	一・三	一・六
○・五五	二メートルを超える場合	一・八	一・八
○・五五	二メートルを超える場合	一・八	一・八
○・五五	二メートルを超える場合	一・八	一・八

第九 許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算

令第八十二条各号及び令第八十二条の四に規定する許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算

この表において、Dsを計算する階における耐力壁の構造及び無開口壁パネル等の長さについて、異なる区分のものが混在する場合は、異なる区分ごとの数値のうち最大の数値を当該階のDsとする。

二 令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算

令第八十二条各号及び令第八十二条の四に規定する許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算

この表において、Dsを計算する階における耐力壁の構造及び無開口壁パネル等の長さについて、異なる区分のものが混在する場合は、異なる区分ごとの数値のうち最大の数値を当該階のDsとする。

一 令第八十二条の六に定めるところによること。

イ 令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによること。

ロ 令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによること。

ハ 令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによること。

二 令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによること。

イ 令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによること。

ロ 令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによること。

ハ 令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによること。

二 令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによること。

イ 令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによること。

ロ 令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによること。

第十 令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算	
○(2)(ii)に適合するもの	この表において、応力割増し係数を計算する階における耐力壁の構造及び無開口壁パネルの長さについて、異なる区分のものが混在する場合は、異なる区分ごとの数値のうち最大の数値を当該階の応力割増し係数とする。
口(2)(i)に適合するもの	この表において、応力割増し係数を計算する階における耐力壁の構造及び無開口壁パネルの長さについて、異なる区分のものが混在する場合は、異なる区分ごとの数値のうち最大の数値を当該階の応力割増し係数とする。
口(2)に適合するもの	この表において、応力割増し係数を計算する階における耐力壁の構造及び無開口壁パネルの長さについて、異なる区分のものが混在する場合は、異なる区分ごとの数値のうち最大の数値を当該階の応力割増し係数とする。
一・八	一・八
一・三	一・六
一・六	一・八
一・八	一・八

二 前項の場合において、同項第一号に定める基準に従つた構造計算は、次の各号に定める基準に適合する場合に適用し、同項第二号に定める基準に従つた構造計算は、建築物が平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第四号イ又はロに該当する場合に適用する。	
一 耐力壁の構造が、第五第三号イ又はロに掲げる基準に適合するものであること。	一 耐力壁の構造が、第五第三号イ又はロに掲げる基準に適合するものであること。
二 耐力壁として設ける無開口壁パネル又は有開口壁パネルの袖壁部分、垂れ壁部分若しくは腰壁部分に第四第一号ハに該当する開口部等を設ける場合にあつては、当該開口部等の寸法は、二十一センチメートル角以下であること。	二 耐力壁として設ける無開口壁パネル又は有開口壁パネルの袖壁部分、垂れ壁部分若しくは腰壁部分に第四第一号ハに該当する開口部等を設ける場合にあつては、当該開口部等の寸法は、二十一センチメートル角以下であること。
三 耐力壁として設ける無開口壁パネル等の下階に、次に掲げる基準に適合する無開口壁パネル等を耐力壁として設けること。	三 耐力壁として設ける無開口壁パネル等の下階に、次に掲げる基準に適合する無開口壁パネル等を耐力壁として設けること。
イ 上階の無開口壁パネル等と同じ長さ、かつ、同寸法以上の厚さであること。	イ 上階の無開口壁パネル等と同じ長さ、かつ、同寸法以上の厚さであること。
ロ 接合部(第五第三号イ(3)(i)イに掲げる部分の接合部を除く。)は、上階の無開口壁パネル等の接合部と同等の耐力及び変形性能を有するものであること。	ロ 接合部(第五第三号イ(3)(i)イに掲げる部分の接合部を除く。)は、上階の無開口壁パネル等の接合部と同等の耐力及び変形性能を有するものであること。

各階の耐力壁として設ける無開口壁パネル等の長さは、次の式に適合するものとする。

$$M_{Q_a L} \leq P$$

Q_a の式において、 Q_a 、 L 及び P は、それぞれ次の数値を表すものとする。

当該階の耐力壁として設ける無開口壁パネル等（長さが九十七センチメートル以上二メートル以下であるものに限り、第二号の規定による開口部等を設けたものを除く）のうち計算しようとする方向に設けたものの許容せん断耐力で、次の式によつて計算した数値（単位一メートルにつきキロニュートン）

$$Q_a = 3 / H \quad (H + 1.5n)$$

この式において、 H 、 Q_a 及び n はそれぞれ次の数値を表すものとする。

H 当該階の階高（当該階高が三メートル以下である場合は、三とする。）（単位 メートル）

Q_a 地階を除く階数が二以下の場合にあつては十五、三の場合にあつては十（単位一メートルにつきキロニュートン）

n 耐力壁の構造が第五第三号イ(3)(i)に掲げる基準に適合する場合にあつては、当該独立無開口壁パネル及び袖壁パネル（その上下階の独立無開口壁パネル及び袖壁パネルを含む。）に緊結された垂れ壁パネル及び腰壁パネル（長さが九十七センチメートル以上四メートル以下で、高さが五十七センチメートル以上のものに限り、第二号の規定による開口部等を設けたものを除く。）を合計した数値、耐力壁の構造が第五第三号ロに掲げる基準に適合する場合にあつては、当該独立無開口壁パネル及び袖壁パネル（その上下階の独立無開口壁パネル及び有開口壁パネルの袖壁部分を含む。）に接する垂れ壁部分及び腰壁部分（次に掲げる基準に適合するものに限り、第二号の規定による開口部等を設けたものを除く。）を合計した数値（同イ(4)長さが九十七センチメートル以上四メートル以下であること。）。

(b) (i) 高さが五十センチメートル以上である場合に接する独立無開口壁パネル又は有開口壁パネルの袖壁部分が二の垂れ壁部分又は腰壁部分に接する場合には、〇・八三二）を乗じて得た数値以下であること。ただし、当該垂れ壁部分又は腰壁部分に接する独立無開口壁パネル又は有開口壁パネルの袖壁部分が曲げ破壊又はせん断破壊する時の力が、当該独立無開口壁パネル又は有開口壁パネルの袖壁部分の Q_a に三・七五を乗じて得た数値以上であることが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

L 当該階の耐力壁として設ける無開口壁パネル等（長さが九十七センチメートル以上二メートル以下であるものに限り、第二号の規定による開口部等を設けたものを除く。）のうち計算しようとする方向に設けたものの長さ（単位 メートル）

P 各階に生ずる外力として、前項第一号イにより計算した令第八十八条第一項の規定による地盤力（単位 キロニュートン）

(2) A B R 四九〇でねじの呼びが M 一六のボルトを有効長さ四十七センチメートル以上を確保して、直交集成板に鋼板を介して終局引張耐力が八十六キロニュートン以上となるように緊結したもの

口 第五第三号イ(3)(i)に掲げる部分次のいずれかに適合するもの

(1) U 形の鋼材その他これに類するものに A B R 四九〇でねじの呼びが M 二〇以上のボルトを有効長さ二十七センチメートル以上を確保して接合した金物を、直交集成板に終局引張耐力が百三十五キロニュートン以上となるように緊結したもの

(2) A B R 四九〇でねじの呼びが M 二〇以上のボルトを有効長さ二十七センチメートル以上を確保して、直交集成板に鋼板を介して終局引張耐力が百三十五キロニュートン以上となるよう緊結したもの

八 壁パネル相互を緊結する場合にあつては接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が一箇所当たり五十二キロニュートン以上、床パネル相互又は耐力壁線上に設けるはりその他の横架材相互を緊結する場合にあつては接合部（床パネル相互を緊結する場合にあつては、床パネル相互が接する線と耐力壁線が交さする部分に限る。）の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が一箇所当たり五十二キロニュートン以上となるようになること。

九 耐力壁である壁パネルと次に掲げる部分を緊結する場合にあつては、金物その他これに類するものの間隔を一メートル以下として当該壁パネルの部分に配置するとともに、当該接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が次に掲げる部分に応じて、それぞれ次に掲げる数値以上となるようになること。

イ 基礎又は土台 一箇所当たり四十七キロニュートン

ロ 床版、小屋組又は屋根版 一箇所当たり五十四キロニュートン

第十一 耐久性等関係規定の指定

令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第七に定める安全上必要な技術的基準を指定する。

第十二 令第三十六条第二項第一号の規定に基づく技術的基準の指定

令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、第八に規定する構造計算を行つた場合に適用を除外することができる技術的基準として、第三第三号、第四、第五（第三号イ(3)前段、ロ(3)前段及びハ(2)前段を除く。）及び第六に定める技術的基準を指定する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第六百十二号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項第一号ロ(2)(ii)の規定に基づき、この告示を制定する。

平成二十八年四月一日

国土交通大臣 石井 啓一

建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イ、同項第二号イ又は同項第三項に規定する国土交

通大臣が定める基準に従つた構造計算により CLT パネル工法を用いた建築物又は建築物の構

造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件

建築基準法施行規則（以下「施行規則」という。）第一条の三第一項第一号ロ(2)(ii)の規定に基づき、CLT パネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分（以下「建築物等」という。）の構造計算書を

次のように定める。

（1） U 形の鋼材その他これに類するものに J I S B 一二二二〇（構造用軽量鋼構造用 J I S B 一二二二〇）に適合するもの（以下単に「A B R 四九〇」という。）でねじの呼びが M 一六のボルトを有効長さ四十七センチメートル以上を確保して接合した金物を、直交集成板に終局引張耐力が八十六キロニュートン以上となるよう緊結したもの

（2） A B R 四九〇でねじの呼びが M 一六のボルトを有効長さ四十七センチメートル以上を確保して接合した金物を、直交集成板に終局引張耐力が八十六キロニュートン以上となるよう緊結したもの

（3） 第八号イ(3)(i)に掲げる部分の有効長さ二十七センチメートル以上を確保して接合した金物を、直交集成板に終局引張耐力が百三十五キロニュートン以上となるよう緊結したもの

（4） 第八号イ(3)(i)に掲げる部分の有効長さ二十七センチメートル以上を確保して接合した金物を、直交集成板に終局引張耐力が百三十五キロニュートン以上となるよう緊結したもの

		別表第一	
		構造計算書の種類	明示すべき事項
		構造計算チェックリスト	建築物が、当該プログラムによる構造計算において、申請に係る建 築物が、当該プログラムによる構造計算によって安全性を確かめ ることのできる建築物の構造の種別、規模その他のプログラムの使 用条件に適合するかどうかを照合するための事項
		使用構造材料一覧表	構造耐力上重要な部分である部材（接合部を含む。）に使用され る全ての材料の種別（規格がある場合にあつては、当該規格） 及び使用部位
		特別な調査又は研究の結果等 説明書	使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及び それらの算出方法
		地盤調査方法及びその結果	使用する指定建築材料が建築基準法（昭和二十五年法律第二百 二号。以下「法」という。）第三十七条の規定に基づく国土交通大 臣の認定を受けたものである場合にあつては、その使用位置、 形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材 料強度の数値並びに認定番号
		地層構成、支持地盤及び建築物（地下部分を含む。）の位置	法第六十八条の二十五の規定に基づく国土交通大臣の認定を受 けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合に あつては、その認定番号、使用条件及び内容
		構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容	特にあつては、その検討内容
		地下水位（地階を有しない建築物に直接基礎を用いた場合を除 く。）	特許出願中の構造計算結果によるものである場合は、その検討内 容
		地盤の許容応力度及び基礎の種別（地盤改良を含む。）の種別、 位置、形状、寸法及び	地盤の許容応力度及び基礎の種別（地盤改良を含む。）の種別、 位置、形状、寸法及び
		各階の構造耐力上重要な部分である部材の種別、配置及び寸法 及び開口部の位置	各階の構造耐力上重要な部分である部材の種別、配置及び寸法 及び開口部の位置

部材断面表	荷重・外力計算書	略軸組図
基礎ぐい等計算書	固定荷重の数値及びその算出方法 各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法 各階又は各部分の用途ごとに大規模な設備、塔屋その他の特殊な荷重（以下「特殊な荷重」という。）の数値及びその算出方法 各階及び寸法及び仕様の形状、及び寸法及び仕様 各階及び寸法並びに開口部の位置	全ての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置
算書上の支障に関する計	風圧力の数値及びその算出方法 地震力の数値及びその算出方法 積雪荷重の数値及びその算出方法 風圧力の数値及びその算出方法 地震力の数値及びその算出方法 積雪荷重の数値及びその算出方法	固定荷重の数値及びその算出方法 各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法 各階又は各部分の用途ごとに大規模な設備、塔屋その他の特殊な荷重（以下「特殊な荷重」という。）の数値及びその算出方法 各階及び寸法及び仕様の形状、及び寸法及び仕様 各階及び寸法並びに開口部の位置
令第八十二条第四号に規定する構造計算の計算書	固定荷重の数値及びその算出方法 各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法 各階又は各部分の用途ごとに大規模な設備、塔屋その他の特殊な荷重（以下「特殊な荷重」という。）の数値及びその算出方法 各階及び寸法及び仕様の形状、及び寸法及び仕様 各階及び寸法並びに開口部の位置	固定荷重の数値及びその算出方法 各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法 各階又は各部分の用途ごとに大規模な設備、塔屋その他の特殊な荷重（以下「特殊な荷重」という。）の数値及びその算出方法 各階及び寸法及び仕様の形状、及び寸法及び仕様 各階及び寸法並びに開口部の位置
基礎ぐい等計算書	固定荷重の数値及びその算出方法 各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法 各階又は各部分の用途ごとに大規模な設備、塔屋その他の特殊な荷重（以下「特殊な荷重」という。）の数値及びその算出方法 各階及び寸法及び仕様の形状、及び寸法及び仕様 各階及び寸法並びに開口部の位置	固定荷重の数値及びその算出方法 各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法 各階又は各部分の用途ごとに大規模な設備、塔屋その他の特殊な荷重（以下「特殊な荷重」という。）の数値及びその算出方法 各階及び寸法及び仕様の形状、及び寸法及び仕様 各階及び寸法並びに開口部の位置

(五)	(四)	(三)
使用構造材料一覧表	層間変形角計算結果一覧 表 保有水平耐力計算書	層間変形角計算書
各階及び各方向の層間変形角 各階及び各方向の層間変形角の算出方法	各階及び各方向の保有水平耐力の算出方法 各階及び各方向の保有水平耐力の算出方法	層間変位の計算に用いる地震力 地震力によって各階に生ずる水平方向の層間変位の算出方法
保有水平耐力計算に用いる地震力	保有水平耐力計算に用いる地震力	損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容（層間変形角が二百分の一を超える百二十分の一以内である場合に限る）
各階及び各方向の保有水平耐力の算出方法 各階及び各方向の保有水平耐力の算出方法	各階及び各方向の保有水平耐力の算出方法 各階及び各方向の保有水平耐力の算出方法	各階及び各方向の層間変位の算出方法
令第八十二条の三第二号に規定する各階の形状特性を表すDs（以下この表において「Ds」という。）の算出方法	令第八十二条の三第二号に規定する各階の形状特性を表すDs（以下この表において「Fes」という。）の算出方法	各階及び各方向の層間変形角の算出方法
構造耐力上主要な部分である柱、はり若しくは壁又はこれららの接合部について、局部座屈、せん断破壊等による構造耐力上支の障のある急激な耐力の低下が生ずるおそれのないことについての検証内容	構造耐力上主要な部分である柱、はり若しくは壁又はこれららの接合部について、局部座屈、せん断破壊等による構造耐力上支の障のある急激な耐力の低下が生ずるおそれのないことについての検証内容	各階及び各方向の層間変位の算出方法
各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合における外力分布	各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合における外力分布	各階及び各方向の層間変位の算出方法
架構の崩壊形	架構の崩壊形	各階及び各方向の層間変形角の算出方法
保有水平耐力、Ds、Fes及び必要保有水平耐力の数値	保有水平耐力、Ds、Fes及び必要保有水平耐力の数値	各階及び各方向の層間変形角の算出方法
各階及び各方向のDsの算定時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の分布及び塑性ヒンジの発生状況	各階及び各方向のDsの算定時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の分布及び塑性ヒンジの発生状況	各階及び各方向の層間変形角の算出方法
各階及び各方向の構造耐力上主要な部分である部材の部材群としての部材種別	各階及び各方向の構造耐力上主要な部分である部材の部材群としての部材種別	各階及び各方向の層間変形角の算出方法
各階及び各方向の保有水平耐力時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の分布及び塑性ヒンジの発生状況	各階及び各方向の保有水平耐力時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の分布及び塑性ヒンジの発生状況	各階及び各方向の層間変形角の算出方法
各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合において、建築物の各方向におけるせん断力と層間変形角の関係	各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合において、建築物の各方向におけるせん断力と層間変形角の関係	各階及び各方向の層間変形角の算出方法
屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁に使用される全ての部材料の種別（規格がある場合は「当該規格」）及び使用部位	屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁に使用される全ての部材料の種別（規格がある場合は「当該規格」）及び使用部位	各階及び各方向の層間変形角の算出方法
使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及び	使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及び	各階及び各方向の層間変形角の算出方法

別表第一

{二}

地盤調査方法及びその結果		地層構成、支持地盤及び建築物（地下部分を含む。）の位置		基礎則第・地盤説明書（施設三中の規定に基づく）	
地下水位（地階を有しない建築物に直接基礎を用いた場合を除く。）	構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値	基礎の工法（地盤改良を含む。）の種別、位置、形状、寸法及び材料の種別	地盤の許容応力度及び基礎及び基礎ぐいの許容支承力の数値及びそれらの算出方法	各階の構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置	各階及び全ての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置
略軸組図	部材断面表	荷重・外力計算書	略伏図	各階及び全ての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置	各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法
略伏図上に記載した特殊な荷重の分布	地震力の数値及びその算出方法	積雪荷重の数値及びその算出方法	固定荷重の数値及びその算出方法	各階又は各部分の用途ごとに特殊な荷重の数値及びその算出方法	各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法
構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法	土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びそれらの算出方法	風圧力の数値及びその算出方法	略伏図上に記載した特殊な荷重の分布	各階又は各部分の用途ごとに特殊な荷重の数値及びその算出方法	各階及び全ての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置
地震時（風圧力によつて生ずる力が地震力によつて生ずる力を及ぼす場合には、暴風時）における柱が負担するせん断力及びその分担率並びに耐力壁又は筋かいが負担するせん断力	構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法	積雪荷重の数値及びその算出方法	固定荷重の数値及びその算出方法	各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法	各階及び全ての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置
基礎反力図を含む）	基礎反力図（応力図及び	略軸組図	略伏図	各階の構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置	各階及び全ての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置
基礎則第・地盤説明書（施設三中の規定に基づく）	地盤調査方法及びその結果	地層構成、支持地盤及び建築物（地下部分を含む。）の位置	基礎の工法（地盤改良を含む。）の種別、位置、形状、寸法及び材料の種別	地盤の許容応力度及び基礎及び基礎ぐいの許容支承力の数値及びそれらの算出方法	各階の構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置

(五)	(四)	(三)	図断面計算書（断面検定比を含む）
剛性率・偏心率等計算書	屋根ふき材等計算書	基礎ぐい等計算書	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む）の軸方向、曲げ及びせん断の応力度
荷重・外力計算書	応力計算書	使用上の支障に関する計算書	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む）の軸方向、曲げ及びせん断の応力度
風圧力の数値及びその算出方法	屋根ふき材及び屋外に面する帳壁に生ずる力の数値及びその算出方法	層間変形角計算結果一覧	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む）の軸方向と許容応力度の比率
各階及び各方向の層間変形角	各階及び各方向の層間変形角の算出方法	層間変形角計算書	平成十九年国土交通省告示第八百十七号別記第五号様式に定める断面検定比図に記載すべき事項
各階及び各方向の層間変形角	各階及び各方向の層間変形角の算出方法	層間変位の計算に用いる地震力	部材に関する構造計算の計算書
屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁に使用される全ての材料の種別（規格がある場合には、当該規格）及び使用部位	屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁に使用される全ての材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法	地震力によって各階に生ずる水平方向の層間変位の算出方法	令第八十二条第四号に規定する構造計算の計算書
風圧力の数値及びその算出方法	風圧力の数値及びその算出方法	層間変位の計算に用いる地震力	
各階及び各方向の剛性率の算出方法	各階及び各方向の剛性率の算出方法	層間変形角計算結果一覧	
各階及び各方向の剛性率の算出方法	各階及び各方向の剛性率の算出方法	層間変形角計算書	

(二)	基準及び各方向の偏心率の算出方法
許容方針である大臣規則の三項書出題第三第一地盤説明書(施設)の算出結果を示す。(施設)の算出結果を示す。	令第八十二条の六第三号の規定に基づき国土交通大臣が定める基準及び告示第九第二号に適合していること
地盤構成、支持地盤及び建築物(地下部分を含む。)の位置	各階の剛性率及び偏心率
地下水位(地階を有しない建築物に直接基礎を用いた場合を除く。)	別表第三
果一覧表・偏心率等計算結果	構造計算書の作成に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。 一、確認申請時に提出する構造計算書には通し頁を付すこと。その他の構造計算書の構成を識別できる措置を講じること。 二、建築物の構造等の実況に応じて、当該建築物の安全性を確かめるために必要な図書の追加、変更等を行うこと。 三、他の構造を併用する建築物にあつては、それぞれの構造種別に応じて構造計算書を作成すること。 四、この表の略伏図及び略軸組図は、構造計算における架構の様相を示した図に代えることができるものとするほか、プログラムによる構造計算を行わない場合にあつては、省略することができる。

各階及び各方向の偏心率の算出方法	書の写しを添えた場合にあつては、当該認定に係る認定書のうち国土交通大臣の指定したものと交換する。
構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査結果により設定した地盤の特性値	各階の構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置
地盤の許容応力度並びに基礎及び基礎ぐいの許容支持力の数値及びそれらの算出方法	各階及び各方向の偏心率の算出方法
略軸組図	略軸組図
荷重・外力計算書	荷重・外力計算書
部材断面表	部材断面表
略伏図	略伏図
各階及び全ての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置	各階及び各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法
各階及び各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法	各階又は各部分の用途ごとに特殊な荷重の数値及びその算出方法
固定荷重の数値及びその算出方法	各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法
積雪荷重の数値及びその算出方法	各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法
風圧力の数値及びその算出方法	各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法
地震力の数値及びその算出方法	各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法
風圧力の数値及びその算出方法	各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法
地震力の数値及びその算出方法	各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法
土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びそれらの算出方法	各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法
略伏図上に記載した特殊な荷重の分布	各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法
基礎反力図を含む。)及び	各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法
基礎反力計算書(応力図及び	各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法
断面計算書(断面検定比	各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法
構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の軸方向、曲げ及びせん断の応力度	各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法
構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、部材に付す記号、部材断面の仕様、部材に生じる荷重の種別及び部材に作用する方向	各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法
平成十九年国土交通省告示第八百十七号別記第三号様式に定める基礎反力図に記載するべき事項	各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法

